

鹿沼市優良建設業者表彰規程

平成3年3月26日

告示第32号

(目的)

第1条 この告示は、本市が発注した建設工事を優秀な成績で完成した建設業者を表彰することにより、建設業者の技術の向上を図るとともに、建設工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に定める「建設工事」をいう。

2 この告示において「建設業者」とは、本市が発注する建設工事を直接請負う者をいう。

(表彰の対象となる建設工事)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、前年度において完了した建設工事で、1件の請負代金額が500万円以上のものとする。ただし、当該建設工事のうち建築工事にあつては1,000万円以上のものとする。

(委員会の設置)

第4条 表彰の対象となる建設工事に関し審査するため、鹿沼市入札管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(審査)

第5条 委員会は次に定める基準により第3条の規定に該当する建設工事を審査する。

- (1) 建設工事の内容が契約の条件に従い確実に履行されていること。
- (2) 建設工事の規模又は困難性によく対処していること。
- (3) 建設工事の現場の労務管理が円滑に行われ、かつ、作業の安全が確保されていること。
- (4) 資料の管理・保管が適正に行われていること。
- (5) その他本市との連絡調整、建設工事施工中の第三者への利便措置等が適切に行われていること。

(欠格条項)

第6条 次に掲げる建設業者は、表彰の対象としない。

(1) 前年度当初から表彰の日までの間において次のいずれかに該当する者

- ア 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）に規定する指名停止基準に該当し、指名停止措置を受けた者又は受けることが明らかである者
- イ 建設業法の規定に基づく監督処分を受けた者又は受けることが明らかである者
- ウ 社会的な非難の対象となる不祥事のあった者

(2) 前号に掲げる者のほか、表彰の対象としてふさわしくないと市長が認めた者

(表彰を受ける建設業者の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する審査の結果に基づき、表彰を受ける建設業者を決定する。

(表彰の方法)

第8条 市長は、表彰を受けるものと決定した建設業者に対し、表彰状を授与する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年度の表彰から適用する。

改正文(平成4年4月1日告示第50号抄)

平成4年度の表彰から適用する。

改正文(平成8年4月25日告示第45号抄)

平成8年度の表彰から適用する。

改正文(平成15年5月1日告示第69号の2抄)

平成15年5月1日から適用する。

改正文(平成22年3月24日告示第54号抄)

平成22年4月1日から適用する。

改正文(平成24年5月2日告示第164号抄)

平成24年5月2日から適用する。

改正文(令和2年8月31日告示第167号の2抄)

令和2年9月1日から適用する。